

法人税

所得税

源泉税

消費税

国際課税

相続贈与

通則法

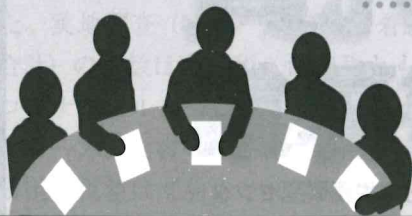
地方税

裁判裁決

その他

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～



<第74回> 借地上の建物移転補償金等における収用特例適用の可否

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

〔前回(第73回)はNo3728(令和4年11月14日号)に掲載いたしました。〕

収用は税務上間違いやすい論点の1つである。ここでは、道路拡幅のため土地が収用の対象とされる場合、敷地上の建物に移転補償金が借地人に支払われる場合を検討してみた。確定申告期になる前に一読いただければ幸いである。

1 はじめに

ポイント

収用の基本論点は、本連載の

濱田

も取

扱っ

sample

sample

sample

白井) 今回は、道路拡幅のため土地が収用の対象とされる場合において、敷地上の建物に移転補償金が支払われる場合に絞って話をしてみたいと思います。

2 建物移転補償金は収用における対価補償金として扱われるか

sample

sample

sample

認ですが、
や圧縮記帳
金であり、

岡野) また、その前提として、建物は借地の上に建てられており、その敷地の所有者は別にいるという場合ですね。

村木) 土地所有者については、既に取り扱った記事内容で判断できますが、この建物所有者が受け取る補償金については、また別な論点が存在するという
ていきましょう。

sample

移転補償金は特例の対象外だ、というのが原則ですね。

岡野) ここでいう対価補償金とは、名義のいかんを問わず、収用等による資産の譲渡の目的となった資産の収用等の対価たる金額をいうのでした。

sample

sample

白井) ちなみに、「法人税あるいは所得税においては」と言われたのは、消費税においては、